

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 岩屋ダム通船ゲート設備整備工事
2 施 工 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原地内 岩屋ダム
3 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、「機械設備工事」の認定を受けていること。
- 3 見積書等
- 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和7年12月23日 12:00 まで
- 4)提出先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
- 5)質問書 令和7年12月18日 12:00 まで
※質問の回答については、翌営業日17:00までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年12月24日12:00までとします。
- 7)その他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
- 4)契約書については、別添の請書によるものとします。

岩屋ダム通船ゲート設備整備工事

仕様書

令和7年12月

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「岩屋ダム通船ゲート設備整備工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事内容

2-1 概要

本工事は、岩屋ダムに設置されている通船ゲートの機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため、整備を行うものである。

2-2 工事場所

岐阜県下呂市金山町卯野原地内 岩屋ダム

2-3 施工範囲

施工範囲は、次の設備の整備、調整及び試運転までの一切とする。

設備名	内容	数量	備考
通船ゲート	開閉装置取替	1門	

第3節 工期

工期は、契約締結の翌日から令和8年3月27日までとする。

なお、休日等には日曜日及び祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりとする。

第5節 提出図書

提出図書の内容及び部数は、次によるものとする。

1. 工事着手前に提出するもの
 - ・施工計画書 1部
 2. 工事着手前に作成し承諾を受けるもの
 - ・承諾図書 1部
 3. 工事完成前に提出するもの
 - ・完成図書 1部
- 完成図書は、実施仕様書、作業計画書、施工管理記録、施工写真、取扱説明書等を含むものとする。

第6節 貸与図書

本工事において、必要に応じて次の図書を貸与する。

1. 対象設備の完成図書
2. 過去の点検整備報告書
3. その他、担当職員が必要と認めたもの

第7節 貸付建設機械等

受注者に貸し付ける貸付建設機械（船舶）は、次表に示すとおりである。

なお、貸付建設機械（船舶）の取扱いにあたっては、岩屋ダムが別に定める「岩屋ダム船舶等に關

する貸付要領（令和7年4月版）」によるものとする。

1. 貸付建設機械（船舶）

名称	型式	規格	単位	数量	貸付期間	使用目的
作業船	FRP 船	全長：5.56m、幅：1.92m、深さ：0.73m、船外機(40PS)	艘	1	現場作業期間	開閉装置取替
巡視船	FRP 船	全長：5.75m、幅：2.08m、深さ：1.05m、船外機(50PS)	艘	1	現場作業期間	開閉装置取替

2. 貸付場所等及び期間

- (1) 貸付及び返却の場所：岐阜県下呂市金山町卯野原地内
- (2) 貸付する期間：現場作業期間
- (3) その他：燃料は機構が無償で支給する。

第8節 現場発生品

1. 次の現場発生品は担当職員に引き渡し、現場発生品調書を提出するものとする。

名称	仕様・規格	単位	数量	備考
電動ウインチ	キング DC500 DC12V 0.75kW 電磁ブレーキ付	台	1	引渡し
ワイヤロープ	SUS304 6×37 15.8m φ8mm ワイヤークリップ付	本	1	"
鉛蓄電池	MSE300Ah 2V 古河電池	個	6	"

2. 引渡し場所

岩屋ダム管理所

第9節 立会による確認

受注者は、次表の項目について、担当職員の臨場により、その内容が請書、仕様書及び承諾図書と適合するか、確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に担当職員へ連絡しなければならない。

ただし、担当職員に連絡後、担当職員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種別	細別	立会項目	備考
品質管理	材料管理	使用材料の品質、規格、寸法、数量等	
発生品	現場発生品	現場発生品の品目、数量等	

第10節 段階確認

受注者は、次表の施工段階において、担当職員の臨場等により、出来形、品質、規格、数値等の確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認項目等を事前に担当職員に連絡しなければならない。

なお、段階確認の実施日時及び実施箇所は、担当職員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期	確認項目
品質管理	機能管理	整備完了後	外観、試運転状況

第11節 施工管理

受注者は、機構が別に定める「機械設備工事施工管理基準（平成24年4月）」により施工管理を行うものとする。

第12節 設計変更

施工内容の変更が生じた場合においては、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

第13節 異常発見時の対応

施工中に異常を発見した場合は、直ちに担当職員へ状況を報告するものとする。

なお、早急な処置が必要な場合は、担当職員の指示により対応を要請する場合がある。この場合、これらに要する費用を設計変更の対象とする。

第14節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本工事の施工に際して暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求）又は業務妨害に対して断固としてこれを拒否し、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上の必要な協力を行わなければならない。

また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は協議するものとする。

第15節 水質の保全

受注者は、本工事の施工に当たり、油等の流出による水質汚染がないよう十分配慮するものとする。なお、施工中に水質汚染等の損害を与えた場合は、速やかに機構に連絡し、受注者の責任において速やかに流出油等の回収を行うものとする。

第16節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、担当職員に提示を依頼するものとする。

第17節 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 整備

第1節 一般事項

1－1 設備の主要仕様

本工事対象設備の主要仕様は、別紙－1「通船ゲート設備主要一覧表」のとおりである。

第2節 整備

2－1 整備内容

整備内容は、以下のとおりとする。

設備名	整備箇所	整備内容	数量
通船ゲート	開閉装置取替	電動ウインチ取替	1台
		ワイヤロープ取替	1本
		鉛蓄電池取替	6個

2－2 取替部品等

取替部品等は、以下に示すものまたは同等品以上のものとする。

名 称	仕様・規格	数量
電動ウインチ	キングDC500 DC12V 0.75kW 電磁ブレーキ付	1台
ワイヤロープ	SUS304 6×37 15.8m φ8mm ワイヤークリップ付	1本
鉛蓄電池	MSE300Ah 2V 古河電池	6個

2－3 施工

- 受注者は、本工事の施工にあたって担当職員と連絡を密にし、工程に手戻り等のないよう施工するものとする。
- 通船ゲートの整備に必要な船舶については、機構が所有している船舶を使用することができる。
- 操船は受注者にて行うものとし、操船者は、必要な資格（小型船舶操縦免許）保有者によるものとする。なお、施工にあたり、操船者の資格証等の写しを施工計画書に添付するものとする。
- 水上、水際での作業については、必ず救命胴衣（ライフジャケット）を着用するものとする。
- 燃料の漏出など水質事故の発生がないよう努めるとともに、発生した場合は速やかに担当職員に報告するとともに、被害の拡大防止を図らなければならない。
- 整備作業は水上で行うため、機器及び資材等を貯水池内の水没させないよう十分に注意して、作業を行うものとする。
- 作業に必要な器具、消耗部品及び資機材等は、受注者が準備するものとする。
- 施工にあたり必要な安全対策、養生等を行うものとする。
- 既設設備に損傷等を与えた場合は、速やかに担当職員へ報告し、処置方法を提案して、受注者の責任と費用負担において復旧を行うものとする。
- 取替部品の据付位置は既設と同位置に設置するものとし、配線は既設を使用するものとする。
- 整備前後には無線操作、機側操作（通常操作、手動操作）において試運転を行うものとし、データ計測および運転状態の確認を行うものとする。

－ 以 上 －

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 岩屋ダム通船ゲート設備整備工事

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

工事数量総括表

工事名	岩屋ダム通船ゲート設備整備工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
製作工		式		1			
ダム管理設備製作		式		1			
流木止設備		式		1			
通船ゲート部品製作工		式		1			
純製作費		式		1			
製作原価		式		1			
据付工		式		1			
ダム管理設備据付		式		1			
流木止設備据付工		式		1			
通船ゲート部品据付工		式		1			
共通仮設費		式		1			

工事数量総括表

工事名	岩屋ダム通船ゲート設備整備工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
共通仮設費		式		1			
技術管理費		式		1			
共通仮設費(率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
据付間接費		式		1			
据付工事原価		式		1			
設計技術費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			

工事数量総括表

工事名	岩屋ダム通船ゲート設備整備工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
消費税相当額			式		1		
工事費計			式		1		

別紙－1 「通船ゲート設備主要一覧表」

設 備 名 称		通船ゲート
場 所	水系名・河川名 地 名	
	木曽川水系・馬瀬川 岐阜県下呂市金山町卯野原地内	
完 成 年 月		平成15年2月
数 量		1条
形 式		電動バターゲート
幅×有効水深		幅4,000mm×有効水深1,500mm
出 力		太陽電池 DC12V 55W
操 作 方 式		無線、機側及び手動操作
電 気 設 備		機側操作盤
附 属 設 備		手動操作ハンドル1本 無線（リモコン）装置 1式

平成 25 年 3 月：バッテリー交換

令和 7 年 11 月：リミットスイッチ及び近接スイッチ交換

岩屋ダム通船ゲート設備整備工事

参考資料

- 参考資料-1 工事参考数量
- 参考資料-2 概略工事工程表
- 参考資料-3 参考図面

この「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。

したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は履行条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、履行方法、安全対策等、業務を遂行するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。

令和7年12月

独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所

参考資料－1 工事参考数量

製作工 ダム管理設備製作 流木止設備 通船ゲート開閉装置製作工

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額
電動ワインチ	キングDC500 DC12V 0.75kW 電磁ブレーキ付	台	1	915,000	915,000
ワイヤロープ	SUS304 6×37 15.8m φ8mm ワイヤークリップ付	本	1	18,000	18,000
鉛蓄電池	MSE300Ah 2V 古河電池	個	6	85,800	514,800

据付工 ダム管理設備据付 流木止設備 通船ゲート開閉装置据付工

名 称	規 格	単位	数量	備考
機械設備据付工		人	1	-
普通作業員	岐阜県	人	1	-
電工	"	人	1	-
普通船員	"	人	1	-

共通仮設費

区 分	規 格	単位	門数	備考
共通仮設費(率分)	ダム管理設備	式	1	-

参考資料-2 概略工事工程表

工事名 岩屋ダム通船ゲート設備整備工事

工種	単位	数量	令和7年	令和8年			備考
			12月	1月	2月	3月	
施工計画書等作成	式	1					
部品手配	式	1					
現地施工	式	1					
完成図書作成	式	1					
制約条件	年末年始	—					令和7年12月29日～ 令和8年1月3日

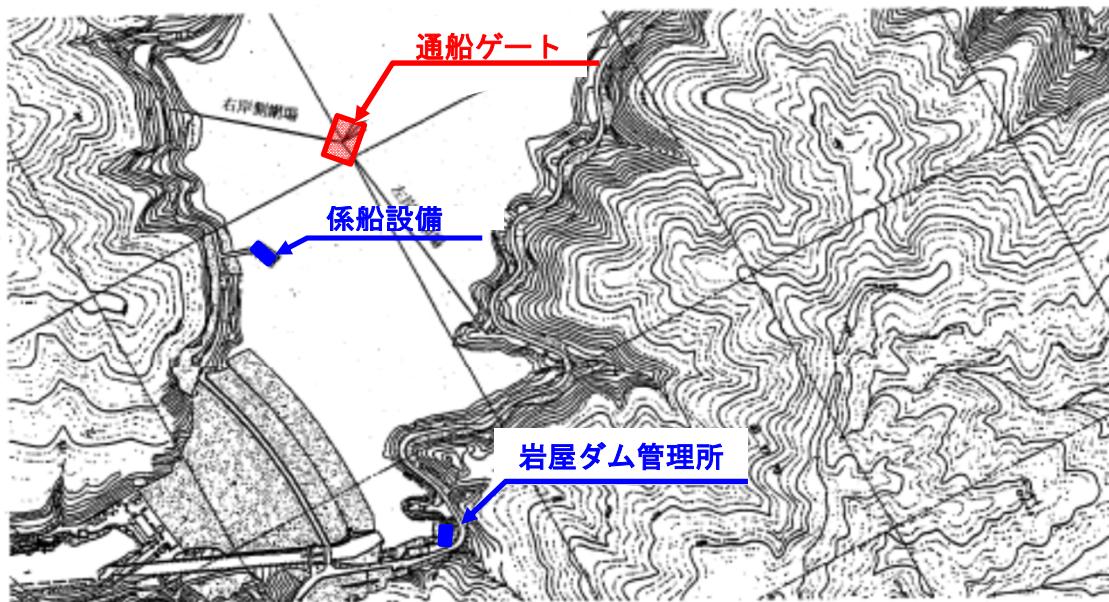
岩屋ダム通船ゲート設備整備工事

参考図面

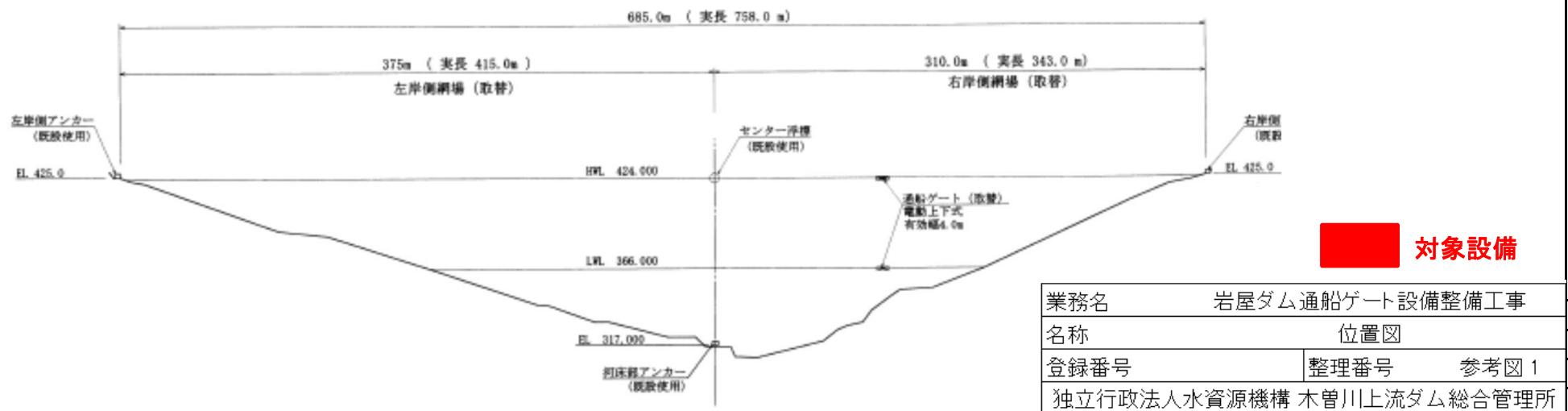
令和7年12月

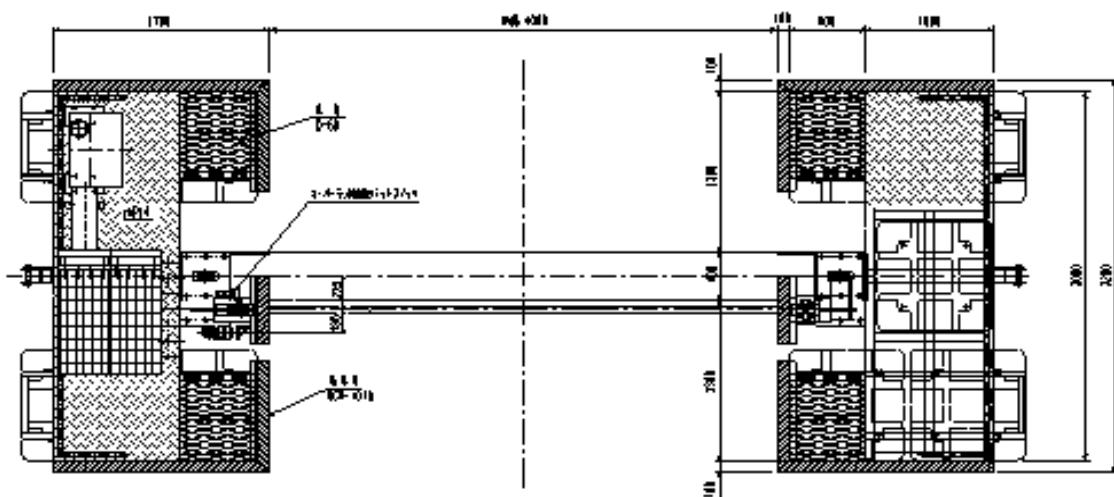
独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

取付位置図 S=1/5000

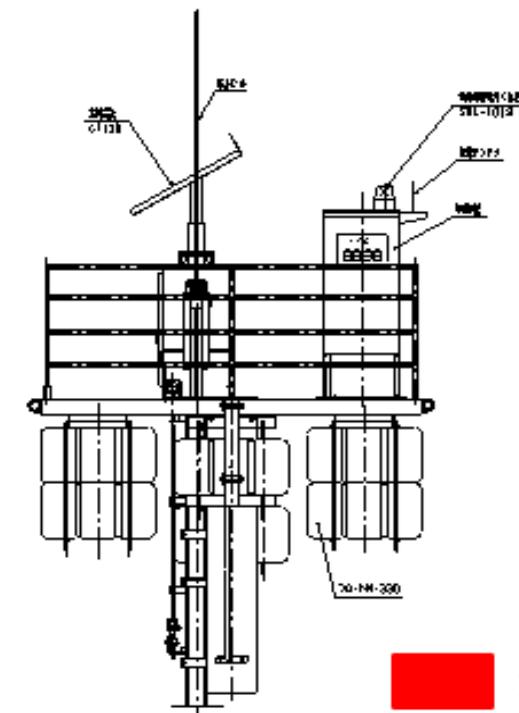
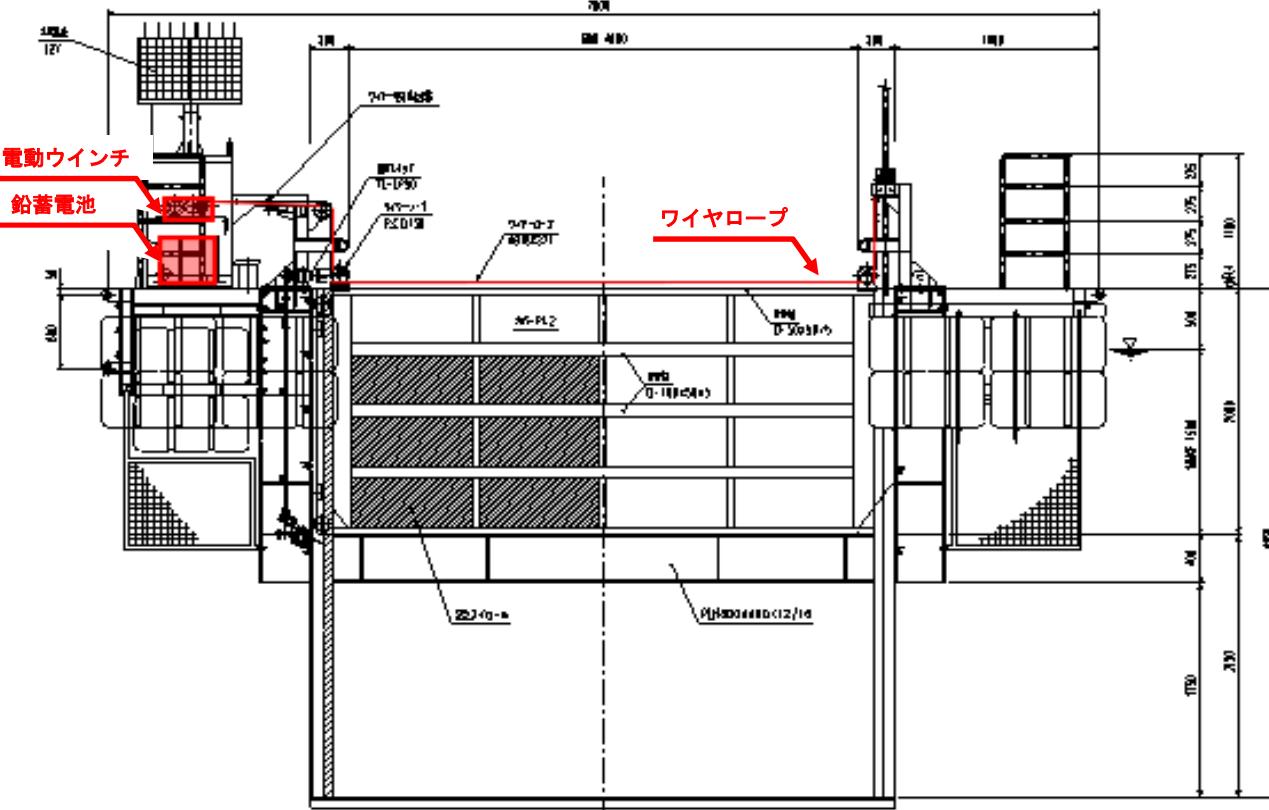


岩屋ダム網場設置位置横断図





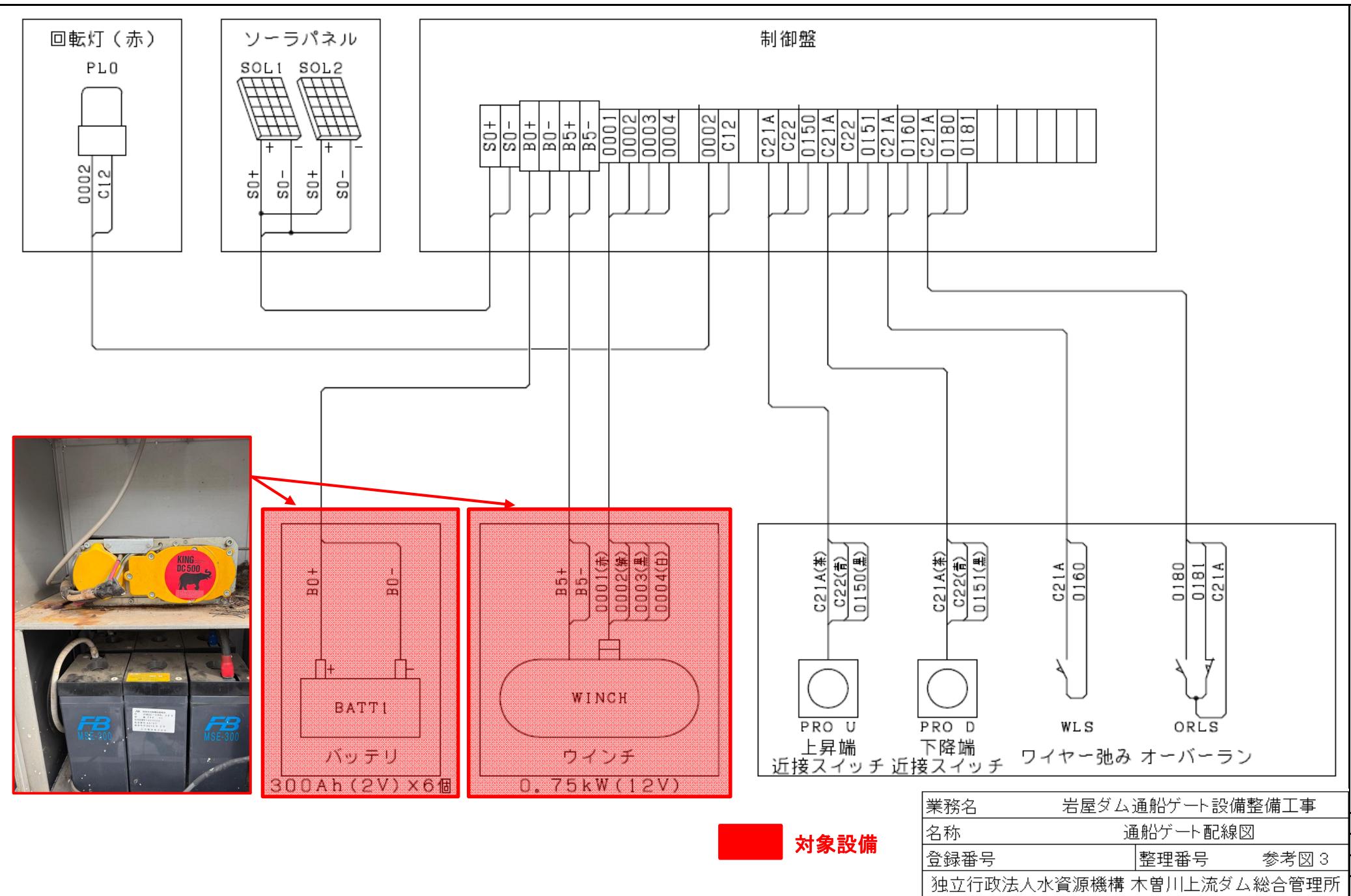
有効幅 - 4.0 m
有効水深 - 1.5 m



対象設備

船用油圧ステンレスSUS304用

業務名	岩屋ダム通船ゲート設備整備工事	
名称	通船ゲート構造図	
登録番号	整理番号	参考図2
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所		



(案)

請　　書

1 件　　名　　岩屋ダム通船ゲート設備整備工事

2 場　　所　　岐阜県下呂市金山町卯野原地内 岩屋ダム

3 期　　間　　自 令和　年　月　日

至 令和 8 年 3 月 27 日

4 請負代金額　　¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　年　月　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔中津川〕簡易裁判所又は〔岐阜〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月16日に交付された「岩屋ダム通船ゲート設備整備工事」の
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名 :

担 当 者 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定する
ためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、 △△組 が契約の相手方となる。

- 例)
 - ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、 ◎◎工業 が契約の相手方となる。